

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

1. 競争入札に付する事項

(1) 委託業務題目

科学技術の状況に係る総合的意識調査 2018 年度 (NISTEP 定点調査 2018) の実施

(2) 委託業務の目的等

入札説明書による。

(3) 委託業務実施期間

平成30年6月7日から平成31年3月29日

(4) 入札価格の算定

入札価格の算定は、科学技術・学術政策研究所委託契約事務処理要領の定めにより、適切に行うこと。

(5) 入札方法

落札者の決定は、総合評価落札方式をもって行うので総合評価のための書類を提出すること。なお落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（入札金額の算定においては、その算定基礎のうち課税仕入れの対象となる経費の消費税及び地方消費税の金額を除く。）に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者（競争加入者又はその代理人を含む。以下同じ。）は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争に参加する者に必要な資格要件に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 平成28・29・30年度における「役務の提供等」の競争契約の参加資格（全省庁統一資格）において、関東・甲信越の「A」、「B」、「C」又は「D」等級に格付けされている者であること。

(4) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

(5) 支出負担行為担当官から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(6) 入札説明書の交付を受け、入札説明会に出席した者であること。

3. 入札書の提出場所等

(1) 入札書及び提案書類の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省 科学技術・学術政策研究所 総務課 若宮

電話 03-3581-2391 内線 7012

(2) 入札説明書の交付方法

平成30年4月6日（金）15時00分から上記3.(1)の交付場所にて交付する。

(3) 入札説明会の日時及び場所

平成30年4月13日（金）14時00分

文部科学省16階 科学技術・学術政策研究所 小会議室（16V）

(4) 入札書及び提案書類の受領期限

平成30年5月7日(月) 12時00分

(5) 技術審査の日時及び場所

平成30年5月10日(木) 14時00分

文部科学省16階 科学技術・学術政策研究所 小会議室(16V)

技術審査の開催時間については、入札者に対して5月9日(水) 18時00分までに通知する。

(6) 開札の日時及び場所

平成30年5月24日(木) 14時00分

文部科学省16階 科学技術・学術政策研究所 小会議室(16V)

4. その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札者に要求される事項

① この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に総合評価のための書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から当該書類に関し、説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

② この一般競争に参加を希望する者は、入札書の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。

(4) 入札の無効

① 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。

② 4(3)②の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した業務を実施できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、支出負担行為担当官が入札説明書で指定する必須とした項目の最低限の要求要件をすべて満たしている提案をした入札者の中から、支出負担行為担当官が入札説明書で定める総合評価の方法をもって落札者を定める。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

平成30年4月3日

支出負担行為担当官

科学技術・学術政策研究所長

坪 井 裕

仕 様 書

1. 委託業務題目

科学技術の状況に係る総合的意識調査 2018 年度（NISTEP 定点調査 2018）の実施

2. 委託業務の目的

文部科学省科学技術・学術政策研究所（以下、「当研究所」という。）では、研究費の使いやすさ、基礎研究の多様性など通常の研究開発統計からは把握しにくい、日本の科学技術やイノベーションの状況について、産学官の研究者や有識者への意識調査から明らかにすることを目的として、「科学技術の状況に係る総合的意識調査」（以下、「NISTEP 定点調査¹」という。）を 2006 年度から毎年実施している（第 1 期 2006 年度～2010 年度、第 2 期 2011 年度～2015 年度）。

本調達においては、第 5 期科学技術基本計画期間中（2016 年度～2020 年度）に実施する第 3 期 NISTEP 定点調査のうち、2018 年度に係る調査を実施するために必要となる業務の一部を委託することを目的とする。

3. 委託業務の内容

受託者は、以下の（1）～（8）の業務を実施すること。また、当研究所と定期的に打ち合わせ（2 ヶ月に 1 回程度）を行い、業務の進捗報告等を行うとともに、確認が必要な事項や疑義が発生した場合は、当研究所担当者と随時協議し、その指示を仰ぐこと。

（1）調査対象者リストの作成

調査対象者（約 2,800 名）について、質問票送付先の住所等を、ウェブ等の公開情報を用いて確認し、2017 年度調査時点から変更されている場合は、調査対象者リストの更新を行う。本項目については、2018 年 9 月 7 日までに終了すること。公開情報から住所等が確認できなかった場合は、2017 年度調査と同じ住所にウェブアンケートの協力依頼を送付する。

（2）2018 年度ウェブアンケートの実施準備

アンケートはウェブ上で行うものとし、ウェブアンケート実施の準備として以下の①～⑭を行うこと。質問票の種類は回答者グループ別に 9 種類（別紙 1 NISTEP 定点調査の質問項目一覧 参照）、回答の形式は、チェック欄式、複数の項目からの選択式（1 つ、あるいは順位付けで複数）、自由記述式であり、質問票の質問数は、最大 110 問程度（属性情報を含む）を想定している。

① ウェブアンケートを実施するサーバは受託者が準備すること。

② 調査対象者ごとに ID およびパスワードを設定すること。

③ ID は数字 5 桁、パスワードは英数字 5 桁（ID から容易に類推できないもの）とする

¹ 科学技術の状況に係る総合的意識調査（NISTEP 定点調査）

同一の調査対象者に対して、同一の質問票調査を 5 年間継続して行うことで、主観的に把握される日本の科学技術やイノベーションの状況変化を追跡する調査である。

こと。

- ④ 当研究所から提供する質問票を用いて、回答するための入力画面を作成すること。
- ⑤ 調査対象者用の入力方法に関する操作マニュアルを作成するものとし、操作マニュアルは電子媒体と紙媒体の両方を準備すること。紙媒体（約 2,800 部、3 ページ、カラー印刷）については、ウェブアンケートへの協力依頼とともに郵送にて、調査対象者に送付すること。
- ⑥ 「NISTEP 定点調査 2018」ウェブ入力トップページを作成すること（接続アドレスの設定を含む）。
- ⑦ トップページには、ID 入力欄、パスワード入力欄を設けるものとし、トップページに ID・パスワードを入力しログインすると、回答を入力する画面に移行すること。
- ⑧ 回答者によって表示する質問項目を変更可能なようにすること。どの回答者が、どの質問に回答するかは、当研究所が指定する。
- ⑨ ログイン画面の冒頭に調査依頼文書、質問票、操作マニュアルを掲載すること。
- ⑩ 調査対象者の氏名、所属・役職、連絡先等（以下、「属性情報」という。）を確認する画面を作成するものとし、(1) で作成した調査対象者リストを用いて、所定の位置に属性情報を自動表示すること。必要に応じて属性情報の修正が可能なようにすること。
- ⑪ 入力作業中のデータは、回答途中でも随時保存を可能とすること。また、再度ログインした時に回答途中より入力することが可能とすること。
- ⑫ 貸与する NISTEP 定点調査 2016, 2017 の調査結果を用いて、各質問(Q101~Q609)について各回答者の最近の回答結果を表示する。これらの質問については、意見の変更理由等を記入できるようにする。
- ⑬ 回答データを送信する前に、質問票と回答内容を表示する「内容確認画面」を表示すること。また、当該画面の印刷および回答内容の修正ができるようにすること。
- ⑭ 受託者は回答データを受信した後、回答者に回答データを受信した旨の返信を行うこと。

(3) 2018 年度ウェブアンケートの実施および回収

受託者は、ウェブアンケートの実施にあたって、以下の①~⑤を行うこと。なお、回収率は 90%程度を目標とする。ウェブアンケートの実施期間は 2018 年 9 月末~12 月末（催促期間を含む）を想定しており、調査協力者への謝礼の支払いは行わないものとする。

- ① (1) で更新した調査対象者リストを用いて、郵送にてウェブアンケートの協力依頼を行うこと。
- ② 当研究所で用意する発送用封筒に、1) 調査依頼文、2) NISTEP 定点調査の活用状況、3) ウェブアンケート画面へのアクセス方法および ID・パスワードを記した資料、4) ウェブアンケートの操作マニュアルを封入すること。なお、協力依頼が不達の場合は、可能な限り調査対象者の連絡先を確認し、協力依頼を再送すること。
- ③ 調査対象者が、紙媒体の質問票を希望する場合は、返信用封筒と共に紙媒体の質問票および直近の回答結果を送付すること。紙媒体の送付数は 40 程度を想定している。
- ④ その他、ウェブアンケート画面の操作方法、調査対象者の連絡先の変更等の問合せや連絡に対応すること（調査の趣旨や質問票の内容についての問い合わせは当研究所で対応）。
- ⑤ 回答期限の 1~2 週間前に期限を知らせる葉書を、期限の 1~2 週間後に ID やパスワード等の情報を含んだ督促を封書にて送付すること。また、督促に記述の期限を過ぎても

返信の無い調査対象者については電話で督促を行うこと。問い合わせ内容および回収状況は、逐次当研究所担当者に連絡すること。

(4) 2018年度ウェブアンケート結果の整理および各種集計

受託者は、(3)で実施したアンケートの結果について、紙媒体による回答結果のデータ入力および各種集計を行うこと。入力や各種集計のフォーマットは当研究所が指定する。本項目については、2019年2月8日までに終了すること。

(5) 調査対象者リストの更新

受託者は、調査対象者リストの属性情報を、(3)で回収されたアンケート結果をもとに更新すること。

(6) 自由記述回答等のクリーニング

受託者は、(4)の集計結果のうち、以下に示すような例について、自由記述回答等の削除又は修正（以下、「クリーニング」という。）を行うこと。なお、自由記述回答等のクリーニングには、文章校正ツールを活用すること。自由記述回答等の記述数は、最大で100万字程度（これまでの実績からの推計）を想定している。本項目については、2019年3月1日までに終了すること。

① 削除対象の記述の例

- ・単に「評価を上げた」、「3→4とした」のように動きのみを述べている記述
- ・「回答者変更のため」という記述や類似の記述
- ・「分からない」という記述や類似の記述
- ・「同上」や「上と同じ」という記述や類似の記述
- ・「なんとなく」、「印象として」という記述や類似の記述
- ・「アンケートはウェブで行って下さい」など質問の内容と全く関係ない記述

② 修正対象の記述の例

- ・特定人物や大学の名称が載っている記述。その部分は、○（文字数と同じ数の○）に変更すること。
- ・判読不明は○（文字数と同じ数の○）に変更すること。

③ 明らかな誤字脱字

(7) 委員会運営補助

受託者は、当研究所が運営する定点調査委員会について、委員会資料の一部作成および出席を行うこと。なお、委員の委嘱、委員への旅費や謝金の支払い、委員会の日程調整、開催場所の確保は当研究所が行う。委員会は以下を想定している。

開催回数： 最大2回
開催場所： 当研究所または文部科学省の会議室
支援範囲： 委員会資料の一部作成および出席

(8) 委託業務成果報告書の作成

受託者は、本委託業務の成果を明示化するために、上記（１）～（７）を記述した委託業務成果報告書を作成すること。

4. 委託業務実施期間

契約日から平成31年3月29日

5. 成果物

受託者は、委託業務の成果物として、電子媒体を提出すること。ただし、以下において「電子媒体および紙媒体」としたものは電子媒体および紙媒体（各1部）を提出すること。成果物には以下のものを含む。

- ・調査対象者リスト
（アンケート依頼時点及びアンケート結果をもとに更新したもの）
- ・アンケート結果の入力データ
（指定されたフォーマットに入力したもの）
- ・自由記述回答等についてクリーニングを行った結果
（指定されたフォーマットに入力したもの）
- ・アンケート結果の各種集計結果
（指定されたフォーマットに入力したもの）
- ・委託業務成果報告書 [電子媒体および紙媒体]

6. 業務遂行要件

（１）要求要件の概要

- ① 本委託業務に係る応札者に求める要求要件は、「（２）要求要件の詳細」に示す通りである。
- ② 要求要件は必須の要求要件と必須以外の要求要件がある。
- ③ 「*」の伏してある項目は必須の要求要件であり、最低限の要求要件を示しており、技術審査においてこれを満たしていないと判断がなされた場合は不合格として落札決定の対象から除外される。
- ④ 必須以外の要求要件は、満たしていれば望ましい要求要件であるが、満たしていなくても不合格とならない。
- ⑤ これらの要求要件を満たしているか否かの判断およびその他提案内容の評価等は、技術審査会に於いて行う。総合評価落札方式に係る評価基準は別に示す「総合評価基準」に基づくものとする。

（２）要求要件の詳細

「総合評価基準」の「評価項目および得点配分基準」と同様。

7. 無償貸付を行う資料

当研究所は、受託者に対し、下記の電子媒体の無償貸付を行う。

（１）3.（１）にかかわるもの

- ・第3期 NISTEP 定点調査の調査対象者リスト

（２）3.（２）及び（３）にかかわるもの

- ・ 質問票, 深掘調査質問票
 - ・ 第3期 NISTEP 定点調査の回答結果 (2016, 2017 年度)
 - ・ 調査への協力依頼文
 - ・ 期日を知らせる電子メールまたは葉書の文面
 - ・ 督促の葉書の文面
 - ・ 調査への協力依頼発送用封筒
- (3) 3. (4) 及び (6) にかかわるもの
- ・ アンケート結果 (自由記述を含む) の入力フォーマット
 - ・ アンケート結果の集計フォーマット

8. 守秘義務

- (1) 受託者は, 本委託業務の実施で知り得た情報を如何なる者にも漏洩してはならない。
- (2) 受託者は, 本委託業務に係わる情報を他の情報と明確に区別して, 善良な管理者の注意をもって管理し, 本委託業務以外に使用してはならない。

9. その他

- (1) 受託者は, この仕様書に記載されていない事項, または本仕様書について疑義が生じた場合は, 当研究所担当者と適宜協議を行うものとする。
- (2) 本委託業務の実施にあたっては, 当研究所委託契約事務処理要領により適切に行わなければならない。

(別紙 1)NISTEP 定点調査の質問項目一覧

質問パート	質問番号	質問内容(回答グループによって前提や表現が異なる)	質問方式	1: 大学等の長	2: 大学等のマネジメント担当	3: 大学等の現場研究者	4: 大学等の大規模PJ責任者	5: 公的機関の長	6: 公的機関のマネジメント担当	7: 公的機関の現場研究者	8: 公的機関の大規模PJ責任者	9: ノンペーシオン俯瞰
回答者属性		回答者氏名漢字	FA	○	○	○	○	○	○	○	○	○
回答者属性		回答者氏名ひらがな	FA	○	○	○	○	○	○	○	○	○
回答者属性		性別	SA	○	○	○	○	○	○	○	○	○
回答者属性		年齢	SA	○	○	○	○	○	○	○	○	○
回答者属性		主たる所属組織名	FA	○	○	○	○	○	○	○	○	○
回答者属性		所属機関区分	SA	○	○	○	○	○	○	○	○	○
回答者属性		部署名	FA	○	○	○	○	○	○	○	○	○
回答者属性		役職名	FA	○	○	○	○	○	○	○	○	○
回答者属性		郵便番号	FA	○	○	○	○	○	○	○	○	○
回答者属性		住所	FA	○	○	○	○	○	○	○	○	○
回答者属性		電話番号	FA	○	○	○	○	○	○	○	○	○
回答者属性		電子メールアドレス	FA	○	○	○	○	○	○	○	○	○
回答者属性		業務内容	SA	○	○	○	○	○	○	○	○	○
回答者属性		職位	SA	○	○	○	○	○	○	○	○	○
回答者属性		雇用形態	SA	○	○	○	○	○	○	○	○	○
回答者属性		個人研究費の額	SA			○	○			○	○	
回答者属性		外部資金の額	SA			○	○			○	○	
回答者属性		現在、獲得している外部資金_1	SA			○	○			○	○	
回答者属性		現在、獲得している外部資金_2	SA			○	○			○	○	
回答者属性		現在、獲得している外部資金_3	SA			○	○			○	○	
回答者属性		現在、獲得している外部資金_4	SA			○	○			○	○	
回答者属性		現在、獲得している外部資金_5	SA			○	○			○	○	
回答者属性		現在、獲得している外部資金_6	SA			○	○			○	○	
回答者属性		現在、獲得している外部資金_7	SA			○	○			○	○	
回答者属性		現在、獲得している外部資金_8	SA			○	○			○	○	
回答者属性		現在、獲得している外部資金_9	SA			○	○			○	○	
回答者属性		過去3年間の産学官連携活動の有無	SA									○
回答者属性		過去3年間の大学等や公的研究機関の知財活用の有無	SA									○
回答者属性		調査報告書の送付	SA	○	○	○	○	○	○	○	○	○

注: 現時点での想定であり, 質問数については変更になる可能性がある。

(別紙1)NISTEP 定点調査の質問項目一覧

質問パート	質問番号	質問内容(回答グループによって前提や表現が異なる)	質問方式	1: 大学等の長	2: 大学等のマネジメント担当	3: 大学等の現場研究者	4: 大学等の大規模PJ責任者	5: 公的機関の長	6: 公的機関のマネジメント担当	7: 公的機関の現場研究者	8: 公的機関の大規模PJ責任者	9: インベリション俯瞰
大学・公的研究機関における研究人材の状況	Q101	若手研究者(博士課程学生は除く)に自立と活躍の機会を与えるための環境の整備は十分だと思いますか。	SA	組織	組織	部局	部局	組織	組織	部局	部局	
大学・公的研究機関における研究人材の状況	Q102	自立的に研究開発を実施している若手研究者の数は十分だと思いますか。	SA	組織	組織	部局	部局	組織	組織	部局	部局	
大学・公的研究機関における研究人材の状況	Q103	実績を積んだ若手研究者のための任期を付さないポスト拡充に向けた組織としての取組は十分だと思いますか。	SA	組織	組織	部局	部局	組織	組織	部局	部局	
大学・公的研究機関における研究人材の状況	Q104	現状として、望ましい能力を持つ人材が、博士課程後期を目指していると思いますか。	SA	組織	組織	部局	部局	組織	組織	部局	部局	
大学・公的研究機関における研究人材の状況	Q105	望ましい能力を持つ人材が博士課程後期を目指すための環境の整備は十分だと思いますか。	SA	組織	組織	部局	部局	組織	組織	部局	部局	
大学・公的研究機関における研究人材の状況	Q106	博士号取得者がアカデミックな研究職以外の進路も含む多様なキャリアパスを選択できる環境の整備に向けての取組は十分だと思いますか。	SA	組織	組織	部局	部局	組織	組織	部局	部局	
大学・公的研究機関における研究人材の状況	Q107	学部学生に社会的課題への気づきや研究への動機づけを与えるための教育は十分に行われていると思いますか。	SA	組織	組織	部局	部局	日本	日本	日本	日本	日本
大学・公的研究機関における研究人材の状況	Q108	博士課程学生が、自ら課題や研究テーマを見だし、最後までやり抜くことができるような指導が十分に行われていると思いますか。	SA	組織	組織	部局	部局	日本	日本	日本	日本	日本
大学・公的研究機関における研究人材の状況	Q109	多様な研究者の確保という観点から、女性研究者の数は十分だと思いますか。	SA	組織	組織	部局	部局	組織	組織	部局	部局	
大学・公的研究機関における研究人材の状況	Q110	より多くの女性研究者が活躍するための環境の改善(ライフステージに応じた支援等)は十分だと思いますか。	SA	組織	組織	部局	部局	組織	組織	部局	部局	
大学・公的研究機関における研究人材の状況	Q111	より多くの女性研究者が活躍するための採用・昇進等の人事システムの工夫は十分だと思いますか。	SA	組織	組織	部局	部局	組織	組織	部局	部局	
大学・公的研究機関における研究人材の状況	Q112	優秀な外国人研究者を受け入れ、定着させるための取組は十分だと思いますか。	SA	組織	組織	部局	部局	組織	組織	部局	部局	
大学・公的研究機関における研究人材の状況	Q113	研究者の業績評価において、論文のみでなく様々な観点からの評価が十分に行われていると思いますか。	SA	組織	組織	部局	部局	組織	組織	部局	部局	
大学・公的研究機関における研究人材の状況	Q114	業績評価の結果を踏まえた研究者への処遇(給与への反映、研究環境の改善、適材適所の人材配置、サバティカルの付与等)が十分に行われていると思いますか。	SA	組織	組織	部局	部局	組織	組織	部局	部局	
大学・公的研究機関における研究人材の状況	Q115	大学・公的研究機関における研究人材の状況について、ご意見をご自由にお書きください。	FA	○	○	○	○	○	○	○	○	○
研究環境及び研究資金の状況	Q201	研究開発にかかる基本的な活動を実施する上で、現状の基盤的経費(機関の内部研究費等)は十分だと思いますか。	SA	組織	組織	部局	部局	組織	組織	部局	部局	
研究環境及び研究資金の状況	Q202	研究者の研究時間を確保するための取組(組織マネジメントの工夫、研究支援者の確保等)は十分だと思いますか。	SA	組織	組織	部局	部局	組織	組織	部局	部局	
研究環境及び研究資金の状況	Q203	研究活動を円滑に実施するための業務に従事する専門人材(リサーチ・アドミニストレーター等)の育成・確保は十分に行われていると思いますか。	SA	組織	組織	部局	部局	組織	組織	部局	部局	
研究環境及び研究資金の状況	Q204	研究施設・設備の程度は、創造的・先端的な研究開発や優れた人材の育成を行うのに十分だと思いますか。	SA	組織	組織	部局	部局	組織	組織	部局	部局	
研究環境及び研究資金の状況	Q205	組織内で研究施設・設備・機器を共用するための仕組みが十分に整備されていると思いますか。	SA	組織	組織	部局	部局	組織	組織	部局	部局	
研究環境及び研究資金の状況	Q206	我が国における知的基盤や研究情報基盤の状況は十分だと思いますか。	SA	日本	日本	日本	日本	日本	日本	日本	日本	日本
研究環境及び研究資金の状況	Q207	公的研究機関が保有する最先端の大型共用研究施設・設備の利用のしやすさの程度(利用に際しての手続、サポート体制、利用料金等)はどうか。	SA	日本	日本	日本	日本	日本	日本	日本	日本	日本
研究環境及び研究資金の状況	Q208	公的研究資金を用いた研究成果や研究データを公開・共有するための取組は十分だと思いますか。	SA	日本	日本	日本	日本	日本	日本	日本	日本	日本
研究環境及び研究資金の状況	Q209	科学技術に関する政府予算は、日本が現在おかれている科学技術の全ての状況に鑑みて十分だと思いますか。	SA	日本	日本	日本	日本	日本	日本	日本	日本	日本
研究環境及び研究資金の状況	Q210	政府の公募型研究費(競争的研究資金等)にかかわる間接経費は、十分に確保されていると思いますか。	SA	日本	日本	日本	日本	日本	日本	日本	日本	日本
研究環境及び研究資金の状況	Q211	研究環境及び研究資金等の状況について、ご意見をご自由にお書きください。	FA	○	○	○	○	○	○	○	○	○

注: 現時点での想定であり、質問数については変更になる可能性がある。質問内容については回答グループによって前提や表現が異なる。

(別紙1)NISTEP 定点調査の質問項目一覧

質問パート	質問番号	質問内容(回答グループによって前提や表現が異なる)	質問方式	1: 大学等の長	2: 大学等のマネジメント担当	3: 大学等の現場研究者	4: 大学等の大規模PJ責任者	5: 公的機関の長	6: 公的機関のマネジメント担当	7: 公的機関の現場研究者	8: 公的機関の大規模PJ責任者	9: イノベーション俯瞰
学術研究・基礎研究と研究費マネジメントの状況	Q301	研究者の内在的動機に基づく研究(学術研究)は、現代的な要請(挑戦性、総合性、融合性及び国際性)に十分に応えるように行われていると思いますか。	SA	日本	日本	日本	日本	日本	日本	日本	日本	
学術研究・基礎研究と研究費マネジメントの状況	Q302	科学研究費助成事業は、研究者が新たな課題を積極的に探索し、挑戦することに十分に寄与していると思いますか。	SA	日本	日本	日本	日本	日本	日本	日本	日本	
学術研究・基礎研究と研究費マネジメントの状況	Q303	我が国において、将来的なイノベーションの源としての基礎研究の多様性は、十分に確保されていると思いますか。	SA	日本	日本	日本	日本	日本	日本	日本	日本	日本
学術研究・基礎研究と研究費マネジメントの状況	Q304	我が国の基礎研究について、国際的に突出した成果が十分に生み出されていると思いますか。	SA	日本	日本	日本	日本	日本	日本	日本	日本	日本
学術研究・基礎研究と研究費マネジメントの状況	Q305	基礎研究をはじめとする我が国の研究開発の成果は、イノベーションに十分につながっていると思いますか。	SA	日本	日本	日本	日本	日本	日本	日本	日本	日本
学術研究・基礎研究と研究費マネジメントの状況	Q306	資金配分機関(JST・AMED・NEDO等)は、将来有望な研究開発テーマの発掘や戦略的な資金配分等、それぞれの役割に応じた機能を十分に果たしていると思いますか。	SA	日本	日本	日本	日本	日本	日本	日本	日本	日本
学術研究・基礎研究と研究費マネジメントの状況	Q307	政府の公募型研究費やその体系は、優れた研究に対して、研究の発展段階に応じ、継続性を保ちつつ支援することが十分にできていると思いますか。	SA	日本	日本	日本	日本	日本	日本	日本	日本	日本
学術研究・基礎研究と研究費マネジメントの状況	Q308	政府の公募型研究費において、申請時の申請者や審査員の負担及び課題実施に際しての手続・評価等にかかる研究者の負担を低減するような取組が十分に行われていると思いますか。	SA	日本	日本	日本	日本	日本	日本	日本	日本	日本
学術研究・基礎研究と研究費マネジメントの状況	Q309	学術研究・基礎研究と研究費マネジメントの状況について、ご意見をご自由にお書きください	FA	○	○	○	○	○	○	○	○	○
産学官連携とイノベーション政策の状況	Q401	我が国の大学や公的研究機関は、民間企業との連携・協働を通じて、新たな価値の創出を十分に行っていると思いますか。	SA	組織	組織	部局	部局	組織	組織	部局	部局	日本
産学官連携とイノベーション政策の状況	Q402	我が国の大学や公的研究機関と民間企業が、組織的な連携を行うための取組が十分に行われていると思いますか。	SA	組織	組織	部局	部局	組織	組織	部局	部局	日本
産学官連携とイノベーション政策の状況	Q403	我が国の大学や公的研究機関の研究者は、民間企業との連携・協働を通じて、将来的な研究課題を探索し、自らの研究開発に反映することを十分に行っていると思いますか。	SA	組織	組織	部局	部局	組織	組織	部局	部局	日本
産学官連携とイノベーション政策の状況	Q404	我が国の大学や公的研究機関は、ベンチャー企業の設立や事業展開を通じて、知識移転や新たな価値の創出を十分に行っていると思いますか。	SA	組織	組織	部局	部局	組織	組織	部局	部局	日本
産学官連携とイノベーション政策の状況	Q405	我が国の大学や公的研究機関と民間企業との間の人材流動や交流(研究者の転出・転入や受入、クロスアポイント等)は、知識移転や新たな知識・価値の創出に十分につながっていると思いますか。	SA	組織	組織	部局	部局	組織	組織	部局	部局	日本
産学官連携とイノベーション政策の状況	Q406	我が国の大学や公的研究機関において、研究開発から得られた知的財産を活用するための知的財産マネジメントは十分に機能していると思いますか。	SA	組織	組織	部局	部局	組織	組織	部局	部局	日本
産学官連携とイノベーション政策の状況	Q407	我が国の大学や公的研究機関で生み出されたシーズを民間企業で活用する上でのギャップを埋めるための資金(ギャップファンド)が十分に確保されていると思いますか。	SA	組織	組織	部局	部局	組織	組織	部局	部局	日本
産学官連携とイノベーション政策の状況	Q408	我が国の大学や公的研究機関は、地域が抱えている課題解決のために、地域ニーズに即した科学技術イノベーション人材の育成に積極的に取り組んでいると思いますか。	SA	組織	組織	部局	部局	組織	組織	部局	部局	日本
産学官連携とイノベーション政策の状況	Q409	我が国の大学や公的研究機関は、地域が抱えている課題解決のために、地域ニーズに即した研究に積極的に取り組んでいると思いますか。	SA	組織	組織	部局	部局	組織	組織	部局	部局	日本
産学官連携とイノベーション政策の状況	Q410	我が国の大学は、社会や産業の変化に応じた研究開発人材(研究者や技術者)の育成を十分に行っていると思いますか。	SA	組織	組織	部局	部局	日本	日本	日本	日本	日本
産学官連携とイノベーション政策の状況	Q411	我が国の大学において、起業家精神を持った人材を育成するための取組が十分に行われていると思いますか。	SA	組織	組織	部局	部局	日本	日本	日本	日本	日本
産学官連携とイノベーション政策の状況	Q412	我が国の大学や公的研究機関で生み出された知の社会実装を、迅速かつ効果的に行うための科学技術イノベーション人材は十分に確保されていると思いますか。	SA	日本	日本	日本	日本	日本	日本	日本	日本	日本
産学官連携とイノベーション政策の状況	Q413	イノベーションを促進するために、規制の導入や緩和、制度の充実や新設等の手段が、十分に活用されていると思いますか。	SA	日本			日本	日本			日本	日本
産学官連携とイノベーション政策の状況	Q414	科学技術をもとにしたベンチャー創業への支援(リスクマネーの確保、挑戦や失敗を許容する環境の整備等)は十分だと思いますか。	SA	日本				日本			日本	日本
産学官連携とイノベーション政策の状況	Q415	科学技術の社会実装に際しての特区制度の活用、実証実験等の先駆的な取組の場の確保が十分に行われていると思いますか。	SA	日本			日本	日本			日本	日本
産学官連携とイノベーション政策の状況	Q416	金融財政支援(政府調達、補助金、税制優遇等)を通じた、市場の創出・形成に対する国の取組状況は十分だと思いますか。	SA	日本				日本				日本
産学官連携とイノベーション政策の状況	Q417	産学官が連携して、国際標準化機構(ISO)、国際電気通信連合(ITU)等の標準化機関へ国際標準を提案し、世界をリードするような体制の整備が十分に行われていると思いますか。	SA	日本			日本	日本			日本	日本
産学官連携とイノベーション政策の状況	Q418	急速に進化する人工知能技術やIoT技術(インターネットを媒介して様々な情報が「もの」とつながる技術)を活用した、新しい製品やサービスを創出・普及させる上での環境の整備が十分に行われていると思いますか。	SA	日本				日本				日本
産学官連携とイノベーション政策の状況	Q419	産学官連携とイノベーション政策の状況についてご意見をご自由にお書きください	FA	○	○	○	○	○	○	○	○	○

注: 現時点での想定であり、質問数については変更になる可能性がある。質問内容については回答グループによって前提や表現が異なる。

(別紙1)NISTEP 定点調査の質問項目一覧

質問パート	質問番号	質問内容(回答グループによって前提や表現が異なる)	質問方式	1: 大学等の長	2: 大学等のマネジメント担当	3: 大学等の現場研究者	4: 大学等の大規模PJ責任者	5: 公的機関の長	6: 公的機関のマネジメント担当	7: 公的機関の現場研究者	8: 公的機関の大規模PJ責任者	9: イノベーション俯瞰
大学改革と機能強化の状況	Q501	我が国の大学は、自らの教育研究や経営に関する情報を収集・分析する能力を十分に持っていると思いますか。	SA	組織	組織	組織	組織					
大学改革と機能強化の状況	Q502	我が国の大学において、自らの強みや特色を生かし、自己改革を進めていくための学内組織の見直し等が十分に行われていると思いますか。	SA	組織	組織	組織	組織	日本	日本	日本	日本	日本
大学改革と機能強化の状況	Q503	我が国の大学において、多様な財源を確保するための取組が十分に行われていると思いますか。	SA	組織	組織	組織	組織	日本	日本	日本	日本	日本
大学改革と機能強化の状況	Q504	我が国の大学において、自らの強みや特色を生かし、自己改革を進めていくための研究資金の適切な配分等の取組が十分に行われていると思いますか。	SA	組織	組織	組織	組織					
大学改革と機能強化の状況	Q505	我が国の大学における改革や機能強化において、学長や執行部のリーダーシップは十分に発揮されていると思いますか。	SA	組織	組織	組織	組織	日本	日本	日本	日本	日本
大学改革と機能強化の状況	Q506	大学改革と機能強化の状況について、ご意見をご自由にお書きください	FA	○	○	○	○	○	○	○	○	○
社会との関係深化と推進機能の強化の状況	Q601	研究者の社会リテラシー(研究と社会との関わりについての認識)を向上する取組が十分に行われていると思いますか。	SA	日本		日本	日本	日本		日本	日本	日本
社会との関係深化と推進機能の強化の状況	Q602	科学技術の社会実装に際しての倫理的・法制度的・社会的課題を解決するための、人文・社会科学及び自然科学の連携による取組が十分に行われていると思いますか。	SA	日本		日本	日本	日本		日本	日本	日本
社会との関係深化と推進機能の強化の状況	Q603	科学技術イノベーションと社会との関係について、多様なステークホルダー(研究者、国民、メディア等)が双方向で対話・協働することにより、政策形成や知識創造に結びつけるための取組が十分に行われていると思いますか。	SA	日本		日本	日本	日本		日本	日本	日本
社会との関係深化と推進機能の強化の状況	Q604	我が国において、グローバルなニーズを先取りする研究開発や新ビジネスの創出が十分に行われていると思いますか。	SA	日本				日本				日本
社会との関係深化と推進機能の強化の状況	Q605	我が国が強みを持つ技術やシステムの海外展開に際して、官民が一体となった取組が十分に行われていると思いますか。	SA	日本				日本				日本
社会との関係深化と推進機能の強化の状況	Q606	インクルーシブ・イノベーション(新興国や途上国も包摂した形の持続可能なイノベーション)実現のために、我が国において新興国や途上国との人的ネットワークを強化する取組は十分に行われていると思いますか。	SA	日本				日本				日本
社会との関係深化と推進機能の強化の状況	Q607	我が国の政府に対する科学的助言の仕組みや体制は十分に機能していると思いますか。	SA	日本				日本				日本
社会との関係深化と推進機能の強化の状況	Q608	基本計画の推進のため、必要な資源の確保や適切な資金配分等を行うための取組を、総合科学技術・イノベーション会議は十分に行っていると思いますか。	SA	日本				日本				日本
社会との関係深化と推進機能の強化の状況	Q609	科学技術イノベーションの社会との関係深化と推進機能の強化の状況について、ご意見をご自由にお書きください	FA	○	○	○	○	○	○	○	○	○
深掘質問		最大で20問程度を想定	SA, MA, FA	20	20	20	20	20	20	20	20	20
質問総数(属性情報含む)				105	91	105	108	103	89	103	106	86
質問総数(属性情報含まない)				89	75	78	81	87	73	76	79	68

注: 現時点での想定であり、質問数については変更になる可能性がある。実際の質問内容については回答グループによって前提や表現が異なる。

総合評価基準

本資料は、支出負担行為担当官科学技術・学術政策研究所長が委託する「科学技術の状況に係る総合的意識調査2018年度（NISTEP定点調査2018）の実施」に係る入札の評価に関する基準について規定したものである。

1. 入札価格の評価方法

入札価格の評価については、次のとおりとする。

入札価格の得点は、入札価格を予定価格で除して得た値を1から減じて得た値に入札価格に対する得点配分を乗じて得た値とする。

なお、入札価格点については、小数点以下3位を切り捨てるものとする。

$$\text{入札価格点} = \text{価格点の配分} \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$$

2. 技術等の評価方法

入札に係る技術等の評価は、別冊の仕様書、別紙の評価項目及び得点配分基準及び加算付与基準（以下「評価基準」という。）に基づき以下のとおり評価を行う。

なお、仕様書及び評価基準に記載されていない技術等は評価の対象としない。

また、仕様書及び評価基準に記載されている技術等であっても、入札に係る技術等が科学技術・学術政策研究所としての必要度・重要度に照らして、必要な範囲を超え、評価する意味のないものは評価の対象としないことがある。

- (1) 評価基準に記載する必須の評価項目に係る技術等については、仕様書に記載する必須の要求要件を満たしているか否かを判定し、これを満たしているものには評価基準に基づき基礎点を与え、更に、これを超える部分については、評価に応じ評価基準に示す加算の点数の範囲内で得点を与える。
- (2) 仕様書に記載する技術等の要求要件（以下「技術的要件」という。）を満たしているか否かの判定及び評価基準に基づき付与する得点の判定は、技術審査会等において、提出された総合評価に関する書類その他入札説明書で求める提出資料の内容を審査して行う。
- (3) 技術点は、各技術審査職員等が採点したものの平均点を用いることとし、その平均点については、小数点以下3位を切り捨てるものとする。

3. 得点配分

区分	入札価格点	技術点	合計
配点	50	100	150

4. 総合評価の方法

- (1) 入札価格及び技術等の総合評価は、次の各要件に該当する入札者のうち、1の入札価格に評価方法により得られた入札価格の得点に2の技術等の評価方法により得られた当該入札者の申込みに係る技術等の各評価項目の得点の合計を加えて得た数値をもって行い、当該数値の最も高い者を落札者とする。

- ① 予定価格の制限の範囲内の入札価格を提示した競争加入者であること。
- ② 入札に係る技術等が仕様書で規定する技術的要件のうち必須とした要求要件を全て満たしている技術等を提案した入札者であること。

- (2) 上記数値の最も高い者が2人以上であるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かないものがあるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定する。

「科学技術の状況に係る総合的意識調査2018年度（NISTEP定点調査2018）の実施」

評価項目及び得点配分基準（*：必須の事項 ●：価格と同等に評価できない項目）

区分	評価項目（要求要件）	基礎点	加 点
●	1. 調査業務の実施方針	25	24
	1-1. 調査内容の妥当性、独創性	10	10
	* 1-1-1. 仕様書記載の調査内容について全て提案されていること。 （仕様書に示した内容以外の独自の提案がされていればその内容に応じ加点する。）	5	10
	* 1-1-2. 偏った調査内容となっていないこと。	5	/
	1-2. 調査方法の妥当性、独創性	10	10
	* 1-2-1. 調査の実施方法が妥当であること。 （調査実施手法に事業成果を高めるための工夫[質問票送付先の住所等の探索方法の工夫、回収率を上げるための工夫、自由記述のクリーニングにかかる工夫など]があればその内容に応じて加点する。）	5	10
	* 1-2-2. 調査項目・調査手法が明確であること。	5	/
	1-3. 作業計画の妥当性、効率性	5	4
	* 1-3-1. 作業の日程・手順等に無理が無く、目的に沿った実現性があること。 （作業の日程・手順等が効果的であれば加点する。）	5	4
	2. 組織の経験・能力	15	9
	2-1. 組織の類似調査業務の経験	5	5
	* 2-1-1. 過去に類似の調査を実施した実績があること。 （類似調査の実績内容により加点する。）	5	5
	2-2. 組織の調査実施能力	10	4
	* 2-2-1. 業務を実施する人員が確保されていること。 （業務実施体制に工夫[電話催促に際しての体制が十分確保されている等]があれば加点する。）	5	4
	* 2-2-2. 業務を実施する上で適切な財政基盤、経理能力を有していること。	5	/
	3. 業務従事予定者の経験・能力	10	14
	3-1. 業務従事予定者の類似調査業務の経験	5	10
	* 3-1-1. 過去に類似の調査を実施した実績があること。 （業務従事予定者が過去に、類似の大規模意識調査の受託実績を有していれば、その規模や回収実績等の内容に応じて加点する。）	5	10
	3-2. 業務従事予定者の調査内容に関する専門知識・適格性	5	4
	* 3-2-1. 調査内容に関する知識・知見を有していること。 （日本の科学技術研究分野の研究者・技術者及び大学等に関する調査能力を有していれば加点する。）	5	4
	4. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	/	3
	4-1. ワーク・ライフ・バランス等の取組	/	/
	4-1-1 以下のいずれかの認定等があること。（ワーク・ライフ・バランス等のとりくみに関する認定内容等により加点する。 ○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定）を受けていること。又は、一般事業主行動計画策定済（常時雇用する労働者の数が300人以下のものに限る ○ 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）を受けていること。 ○ 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定を受けていること。 ※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。）	/	3
	合 計	50	50

注 価格点：技術点 = 50点：100点（1：2）

※ 小数点以下の特典が発生した場合は、四捨五入等を行わずに合計点数を算出する。

「科学技術の状況に係る総合的意識調査2018年度（NISTEP定点調査2018）の実施」加付付与基準

加 点 評 価 項 目	評 価 区 分		
	大変優れている	優れている	やや優れている
1. 調査業務の実施方針			
1-1-1. 仕様書に示した内容以外の独自の提案について	10	6	2
1-2-1. 回収率を上げるための工夫、自由記述のクリーニングの工夫について	10	6	2
1-3-1. 作業の日程・手順等の効率性について	4	2	1
2. 組織の経験・能力			
2-1-1. 類似調査の実績内容について	5	3	1
2-2-1. 業務実施体制の工夫について	4	2	1
3. 業務従事予定者の経験・能力			
3-1-1. 類似の大規模意識調査の受託実績について	10	6	2
3-2-1. 日本の科学技術研究分野の研究者・技術者および研究機関に関する調査能力について	4	2	1
4. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加付を行う。		
4-1-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組について			
○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業）等			
・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）		1	
・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）		2	
・認定段階3		3	
・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動改革を策定している場合のみ）		0.5	
○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）			
・旧くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年構成労働省令第31号）による改正前の認定基準または同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定）		1	
・新くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年構成労働省令第31号）による改正後の認定基準により認定）		1.5	
・プラチナくるみん認定		2	
○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定			
・ユースエール認定		2	
※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国人については、相当する各認定等に準じて加付する。			